



# 金 沢 市 公 報

号外第7号の14

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
<b>教育委員会規則</b>		金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則 ( " ) 8
金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則 (教育総務課) 1		金沢市図書館規則の一部を改正する規則 (玉川図書館) 9
金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則 ( " ) 5		<b>教育委員会訓令甲</b>
金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 ( " ) 7		教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (教育総務課) 11
金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 ( " ) 7		<b>教育委員会告示</b>
金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則 (市立工業高等学校) 8		金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高等学校) 12

## 教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

### ●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成13年教育委員会規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 金沢市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。

部 等	課 等	グ ル ー プ
学校教育部	教育総務課	企画庶務グループ 施設管理グループ 施設整備グループ 学校事務グループ 学校給食グループ
市立工業高等学校教育	学校職員課	学校職員グループ
改革推進室	学校指導課	企画庶務グループ 小学校指導グループ 中学校指導グループ
生涯学習部	生涯学習課	企画庶務グループ 地域教育グループ 青少年教育グループ
	女性センター	
	中央公民館	
	キゴ山ふれあいの里	
	キゴ山少年自然の家	
	キゴ山天体観察センター	
	図書館総務課	図書館総務グループ
	玉川図書館	
	泉野図書館	

	玉川こども図書館 金沢海みらい図書館	
教育プラザ富 樫	地域教育センター 研修相談センター	地域教育グループ 研修グループ 教育相談グループ

2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する部等、課等及びグループにそれぞれ長を置き、必要に応じ、課等に課長補佐等を置くことができる。

(教育次長等の職務)

第3条 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理する。

2 部長等及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。

4 グループ長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

(各部等の分掌事務)

第4条 各部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部 等	分 掌 事 務
学校教育部	1 教育委員会の会議に関する事項 2 職員の人事、服務等に関する事項 3 文書及び財産に関する事項 4 学校教育に関する事項 5 健康教育に関する事項 6 他部の所管に属しない事項
生涯学習部	1 生涯学習に関する事項
教育プラザ富 樫	1 地域における子どもの育成の支援に関する事項 2 教職員及び保育職員の資質の向上並びに教育相談に関する事項

(学校教育部の各課等の分掌事務)

第5条 学校教育部の各課又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課・グループ	分 掌 事 務
教育総務課 企画庶務グループ	1 教育委員会の会議、交際及び渉外に関する事項 2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項 3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項 4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項 5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項 6 公告式に関する事項 7 公印の管守に関する事項 8 職員(学校及び共同調理場の職員(以下「学校職員等」という。)を除く。)の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項 9 教育予算執行の総括に関する事項 10 事務局の文書の収受に関する事項 11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項 12 部の所管事務で他課及び他グループに属しない事項 13 他の部に属しない事項
施設管理グループ	1 教育財産の総括管理に関する事項 2 義務教育施設の管理に関する事項 3 通学路の整備に関する事項 4 学校の環境衛生管理に関する事項

	施設整備グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 義務教育施設の建設に関する事項</li> <li>2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項</li> <li>3 市立工業高等学校の改築に関する事項</li> </ul>
	学校事務グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 通学区域の設定及び変更に関する事項</li> <li>2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項</li> <li>3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項</li> <li>4 学齢簿の管理に関する事項</li> <li>5 就学援助及び幼稚園就園奨励に関する事項</li> <li>6 私立学校の助成に関する事項</li> </ul>
	学校給食グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校給食の計画及び指導に関する事項</li> <li>2 学校給食の施設整備及び管理運営に関する事項</li> </ul>
学校職員課	学校職員グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校職員等の人事及び服務に関する事項</li> <li>2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項</li> <li>3 学校職員等の健康管理に関する事項</li> <li>4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項</li> <li>5 教職員団体等との交渉に関する事項</li> </ul>
学校指導課	企画庶務グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項</li> <li>2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項（教育総務課の所管に属するものを除く。）</li> <li>3 教材、教具等の整備に関する事項</li> <li>4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項</li> <li>5 他グループに属しない事項</li> </ul>
	小学校指導グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 小学校に関する次に掲げる事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校運営の指導助言に関する事項</li> <li>イ 児童及び生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項を除く。）</li> <li>ウ 特別支援教育の推進に関する事項</li> <li>エ 人権教育の推進に関する事項</li> <li>オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</li> <li>カ 健康教育の推進に関する事項</li> <li>キ 学校の保健計画に関する事項</li> </ul> </li> </ul>
	中学校指導グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 中学校に関する次に掲げる事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校運営の指導助言に関する事項</li> <li>イ 児童及び生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項を除く。）</li> <li>ウ 特別支援教育の推進に関する事項</li> <li>エ 人権教育の推進に関する事項</li> <li>オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</li> <li>カ 健康教育の推進に関する事項</li> <li>キ 学校の保健計画に関する事項</li> </ul> </li> </ul>

2 市立工業高等学校教育改革推進室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部 等	分 掌 事 務
市立工業高等学校教育改革推進室	1 市立工業高等学校の教育内容等の改革に関する事項

(生涯学習部の各課等の分掌事務)

第6条 生涯学習部の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
生涯学習課	企画庶務グループ	1 生涯学習振興施策の企画立案に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 社会教育委員に関する事項 5 長土堀交流館に関する事項 6 部の所管事務で他課及び他グループに属しない事項
	地域教育グループ	1 高齢者教育の推進に関する事項 2 女性教育の推進に関する事項 3 家庭教育の推進に関する事項 4 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項 5 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項 6 地区公民館に関する事項 7 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。） 8 市民憲章に関する事項
	青少年教育グループ	1 青少年教育の推進に関する事項 2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3 青少年野外体験施設に関する事項
女性センター		1 講座の開催に関する事項 2 女性センターの管理運営に関する事項
中央公民館		1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項
キゴ山ふれあいの里		1 青年の研修等の開催に関する事項 2 市民の農林漁業についての体験活動に関する事項 3 キゴ山ふれあいの里の管理運営に関する事項
キゴ山少年自然の家		1 自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 少年団体の指導者の研修に関する事項 3 キゴ山少年自然の家の管理運営に関する事項
キゴ山天体観察センター		1 学校教育の理・科学学習の推進に関する事項 2 天体観察会、宇宙に関する学習会等の開催に関する事項 3 キゴ山天体観察センターの管理運営に関する事項
図書館総務課	図書館総務グループ	1 市立図書館の統括に関する事項 2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項
	玉川図書館 泉野図書館 玉川こども図書館 金沢海みらい図書館	1 金沢市図書館規則に定める事項

(教育プラザ富樫の各課等の分掌事務)

第7条 教育プラザ富樫の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
地域教育センター	地域教育グループ	1 地域の子どもの育成に関する活動の支援に関する事項 2 青少年の健全育成に関する事項 3 少年の補導に関する事項 4 社会教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項

		5 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 6 教育プラザ富樫の庶務、予算及び施設の維持管理に関する事項
研修相談センター	研修グループ	1 教職員の研修に関する事項 2 保育職員の研修の実施に関する事項 3 学校教育及び保育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 4 教育資料の収集及び貸出しに関する事項
	教育相談グループ	1 教育相談に関する事項

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成13年教育委員会規則第4号）第1条に規定する事務局をいう。）、図書館」を「金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）第1条に規定する事務局をいう。」に改める。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成13年教育委員会規則第4号）」を「金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）」に改め、同条第7号中「及び金沢西部図書館開設準備室並びに玉川図書館、泉野図書館、玉川こども図書館及び」を「、地域教育センター及び研修相談センター並びに」に改める。

第5条第4項中「(教育プラザ富樫にあっては、地域教育センター所長及び研修相談センター所長)」を削り、同条第5項中「、玉川図書館にあっては館長補佐、泉野図書館及び玉川こども図書館にあっては副館長」を「、地域教育センター及び研修相談センターにあっては所長補佐」に改める。

第10条中「玉川図書館、泉野図書館及び玉川こども図書館の所管部長は生涯学習部長と、市立工業高等学校の所管部長は学校教育部長」を「市立工業高等学校の所管部長は、学校教育部長」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「、地域教育センター所長及び研修相談センター所長」を「、玉川図書館長、泉野図書館長、玉川こども図書館長及び金沢海みらい図書館長」に改め、同備考第3項を削る。

別表第2中

4	職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除						
5	職員（学校職員等を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認						
6	職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可						
7	職員証及び履歴の証明の発行						
8	職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理						を
9	職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理						
10	文書の収発記号の決定						
11	小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等						
12	児童及び生徒の入学及び転学に関すること。						
13	児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。						

4	職員（学校職員等を除く。）の自己啓発等休業の承認				
5	職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除				
6	職員（学校職員等を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認				
7	職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可				
8	職員証及び履歴の証明の発行				
9	職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理				
10	職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理				
11	文書の収発記号の決定				
12	小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等				
13	児童及び生徒の入学及び転学に関すること。				
14	児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。				

に、

4	学校職員等の職務専念義務の免除				
5	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認				
6	学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認				
7	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認				
8	校長の県外出張命令又は3日以上以上の県内出張命令の承認				
9	学校職員等の欠勤の処理				
10	学校職員等の人事記録等の整理				
11	学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申				
12	学校職員等の健康診断に関すること。				

を

4	学校職員等の自己啓発等休業の承認				
5	学校職員等の職務専念義務の免除				
6	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認				
7	学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認				
8	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認				
9	校長の県外出張命令又は3日以上以上の県内出張命令の承認				
10	学校職員等の欠勤の処理				
11	学校職員等の人事記録等の整理				
12	学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申				
13	学校職員等の健康診断に関すること。				

に、

教育 プラ ザ富 樫	1	地域教育センターの体育館の使用承認等						を
	2	教育プラザ富樫の施設及び設備の目的外使用の許可等						
	3	学習用教材の使用承認等						
	4	少年の補導の実施に関すること。						
	5	教職員及び保育職員の研修の実施に関すること。						
	6	教育資料の使用承認等						

地域 教育 セン ター 研修 相談 セン ター	1	地域教育センターの体育館の使用承認等						に
	2	教育プラザ富樫の施設及び設備の目的外使用の許可等						
	3	学習用教材の使用承認等						
	4	少年の補導の実施に関すること。						
	5	教職員及び保育職員の研修の実施に関すること。						
	6	教育資料の使用承認等						

附則、同表の備考第2項中「、地域教育センター所長及び研修相談センター所長」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第3号


金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第19号を第20号とし、第10号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 金沢市立金沢海みらい図書館長印

別表金沢市立玉川こども図書館長印の項の次に次のように加える。

金沢市立金沢海みらい図書館長印	方20	てん書	館長名をもってする文書	金沢海みらい図書館長	1	
-----------------	-----	-----	-------------	------------	---	---

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

●金沢市教育委員会規則第4号

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会職員職名規則（昭和28年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「課長補佐」を「課長補佐 グループ長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

### ●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則

金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則（平成12年教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。  
本則中「の全日制の課程及び定時制の課程」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

### ●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「として本科第1部を、定時制の課程として本科第2部」を削り、同条第2項中「本科第1部及び本科第2部」を「学校」に改める。

第5条の2第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を次のように改める。

2 前項第3号から第6号までの休業日は、次の各号に掲げる休業日の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学年始休業日 4月1日から同月7日まで
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (3) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- (4) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで

第5条の2第3項中「第8号」を「第7号」に改める。

第18条第1項第2号中「及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和32年石川県条例第39号。以下「勤務時間条例」という。）第7条に規定する休暇をいう。第20条を除き、」を「をいう。」に改める。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

第22条の3の次に次の3条を加える。

（事務局及びグループ）

第22条の4 学校には事務を処理するため事務局を、事務局には庶務グループを置く。

- 2 事務局及び庶務グループにはそれぞれ長を置き、必要に応じ、事務局には事務局長補佐を置くことができる。
- 3 事務局長は、委員会が任命する。

（事務局長等の職務）

第22条の5 事務局長は、校長の監督を受け、事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務を掌理する。
- 3 グループ長は、上司の命を受け、事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

（事務局長の専決事項）

第22条の6 事務局長は、次に掲げる事項について専決する。

- (1) 事務職員等（事務局長を除く。第25条第2項を除き、以下同じ。）の出張に関する事。
- (2) 事務職員等の有給休暇の処理等に関する事。
- (3) 事務職員等の時間外勤務命令に関する事。
- (4) 事務職員等の当直勤務の命令に関する事。

第25条中第1項ただし書及び第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削り、第5項を第3項とする。



別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

学 科	コ ー ス	収容基準生徒数	収容基準学級数
機械科	メカニクス	240名	6
	システム		
電気情報科	電気	240名	6
	情報通信		
	情報		
建築科		120名	3
土木科		120名	3
計		720名	18

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

#### ●金沢市教育委員会規則第7号

金沢市図書館規則の一部を改正する規則

金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「金沢市立玉川図書館（以下「玉川図書館」という。）、金沢市立泉野図書館（以下「泉野図書館」という。）及び金沢市立玉川こども図書館（以下「玉川こども図書館」という。）」を「金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号。以下「条例」という。）に基づく図書館」に改める。

第2条中「図書館の」を「金沢市立玉川図書館（以下「玉川図書館」という。）、金沢市立泉野図書館（以下「泉野図書館」という。）、金沢市立玉川こども図書館（以下「玉川こども図書館」という。）及び金沢市立金沢海みらい図書館（以下「金沢海みらい図書館」という。）の」に改め、同条の表に次のように加える。

金沢海みらい図書館	一般図書コーナー 児童図書コーナー 日本海情報コーナー ものづくり情報コーナー 集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー
-----------	--

第3条の表に次のように加える。

金沢海みらい図書館	1 水曜日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（次号及び第3号に掲げる期間内の当該休日を除く。）に当たる日を除く。） 2 12月29日から翌年の1月4日までの日 3 図書等特別整理期間
-----------	--

第4条の表玉川図書館の項中「休日」の次に「(以下「日曜日等」という。）」を加え、同表泉野図書館の項及び玉川こども図書館の項中「日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日」を「日曜日等」に改め、同表に次のように加える。

金沢海みらい図書館	午前10時から午後7時まで（日曜日等にあつては、午前10時から午後5時まで）。ただし、集会室、グループ活動室又は交流ホールの使用を承認した場合にあつては、当該使用の承認に係る部分に限り、午前10時から午後9時まで
-----------	--

第12条の表に次のように加える。

金沢海みらい図書館	集会室 グループ活動室 交流ホール ギャラリー
-----------	-------------------------

第16条第1項中「金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条第3項第2号中「日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日」を「日曜日等」に改める。

第18条及び第19条を次のように改める。

(組織)

第18条 図書館の組織は、次のとおりとする。

図 書 館	グ ル ー プ
玉川図書館	庶務グループ サービスグループ 資料グループ 近世史料グループ
泉野図書館	庶務グループ サービスグループ 児童サービスグループ 資料グループ
玉川こども図書館	庶務グループ 児童サービスグループ
金沢海みらい図書館	庶務グループ サービスグループ 児童サービスグループ 資料グループ

2 図書館にそれぞれ館長を、前項の表に規定するグループにそれぞれグループ長を置き、必要に応じ、図書館に副館長及び館長補佐を置くことができる。

3 前項に規定するもののほか、図書館に、必要な職員を置く。

(館長等の職務)

第19条 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 館長補佐は、館長及び副館長を補佐し、所管の事務を掌理する。

4 グループ長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(図書館等の分掌事務)

第20条 各図書館又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

図書館・グループ	分 掌 事 務	
玉川図書館	庶務グループ	1 玉川図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 金沢市図書館協議会に関する事項 4 他グループに属しない事項
	サービスグループ	1 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用に関する事項（近世資料グループが所管する事項を除く。） 2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 3 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 4 城北分館の管理及び運営に関する事項 5 自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項
	資料グループ	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（近世資料グループが所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項
	近世史料グループ	1 近世史料館の運営及び企画に関する事項 2 近世資料の収集、整理、保存、調査及び閲覧に関する事項
泉野図書館	庶務グループ	1 泉野図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他グループに属しない事項
	サービスグループ	1 図書館資料の利用に関する事項（他グループが所管する事項を除く。） 2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 3 点字・録音図書の利用及び対面朗読に関する事項

		4 映像ホール等の視聴覚機器設備の運営に関する事項
	児童サービスグループ	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項
	資料グループ	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項（児童サービスグループが所管する事項を除く。） 3 海外資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項（児童サービスグループが所管する事項を除く。） 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項 6 国連寄託図書館に関する事項
玉川こども図書館	庶務グループ	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他グループに属しない事項
	児童サービスグループ	1 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 2 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 3 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 4 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 5 学校図書館の支援に関する事項 6 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 7 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 8 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項
金沢海みらい図書館	庶務グループ	1 金沢海みらい図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他グループに属しない事項
	サービスグループ	1 図書館資料の利用に関する事項（他グループが所管する事項を除く。） 2 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項
	児童サービスグループ	1 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 2 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項
	資料グループ	1 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事項（児童サービスグループが所管する事項を除く。） 2 レファレンス・サービス（参考相談業務）に関する事項 3 日本海及びものづくりに関する資料の収集、整理、保存及び利用に関する事項 4 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 5 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項

## 附 則

この規則は、平成23年5月21日から施行する。ただし、第18条及び第19条の改正規定並びに第20条を第21条とし、第19条の次に1条を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

### 教 育 委 員 会 訓 令 甲

●金沢市教育委員会訓令甲第1号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程（昭和48年教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正

する。

平成23年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐藤 秀 紀

別表市立工業高等学校に勤務する職員の項中「及び夜間勤務」を削り、同表図書館に勤務する職員の項中「館長」を「図書館総務課長」に改め、同表中

教育プラザ 富樫に勤務 する職員	日勤及び 夜間勤務	1週間当たり38時間45分 勤務とし、その割振り及 び時限は、総括施設長が 定める。	4週間を通じ4日 以上とし、その期 日は、総括施設長 が定める。	勤務時間6時間を超え7時間45分未 満のときは45分、7時間45分以上の ときは1時間とし、その時限は、総 括施設長が定める。
------------------------	--------------	---	---	--

を

地域教育セ ンターに勤 務する職員	日勤及び 夜間勤務	1週間当たり38時間45分 勤務とし、その割振り及 び時限は、地域教育セン ター所長が定める。	4週間を通じ4日 以上とし、その期 日は、地域教育セ ンター所長が定め る。	勤務時間6時間を超え7時間45分未 満のときは45分、7時間45分以上の ときは1時間とし、その時限は、地 域教育センター所長が定める。
研修相談セ ンターに勤 務する職員	日勤及び 夜間勤務	1週間当たり38時間45分 勤務とし、その割振り及 び時限は、研修相談セン ター所長が定める。	4週間を通じ4日 以上とし、その期 日は、研修相談セ ンター所長が定め る。	勤務時間6時間を超え7時間45分未 満のときは45分、7時間45分以上の ときは1時間とし、その時限は、研 修相談センター所長が定める。

に

改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 告 示

### ●金沢市教育委員会告示第3号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

金沢市教育委員会委員長 佐藤 秀 紀

第2条第1項中「通常の課程として本科第1部を、夜間授業を行う定時制の課程として本科第2部」を「全日制の課程」に改め、同条第2項中「本科第1部には」を「本校には、」に改め、「本科第2部には産業技術の1科を」を削り、同条第3項中「本科第1部の」、「同部の」及び「本科第2部の産業技術科には機械、電気及び建築の3コースを」を削る。

第3条中「本科第1部を」及び「本科第2部を4年（校長が3年の期間の修業で全課程を修了したと認める生徒については、3年）と」を削る。

第4条の表を次のように改める。

学 科	コ ー ス	収容基準生徒数	収容基準学級数
機械科	メカニクス	240名	6
	システム		
電気情報科	電気	240名	6
	情報通信		
	情報		
建築科		120名	3
土木科		120名	3
計		720名	18

第8条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を次のように改める。

2 前項第3号から第6号までの休業日は、次の各号に掲げる休業日の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学年始休業日 4月1日から同月7日まで
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (3) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- (4) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで

第8条第3項中「第8号」を「第7号」に改める。

第11条中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

第12条第2項中「本科第1部にあつては」及び「、本科第2部にあつては45分と」を削る。

第17条中「本科第1部」を「本校」に改める。

第24条第4項を削る。

別表第2を削り、別表第1中「本科第1部教育課程」を削り、同表を別表とする。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

「	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">志願課程</td> <td style="width: 85%; padding: 5px;">本科第1部(全日制) 科</td> </tr> </table>	志願課程	本科第1部(全日制) 科	を	「	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">志願学科</td> <td style="width: 60%; padding: 5px;">科</td> </tr> </table>	志願学科	科	」	に改める。
志願課程	本科第1部(全日制) 科									
志願学科	科									

第3号様式、第4号様式、第4号様式の2及び第5号様式中「本科第 部第 学年 科」を「第 学年 科」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年(2011年)3月31日 印刷  
平成23年(2011年)3月31日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄